

タンクローリに積載中の高圧ガスが万一、火災・爆発・漏えいを起こしたら・・・

高圧ガスタンクローリ 自動車保険のご案内

高圧ガス保安協会を契約者とする
『火災』『爆発』『漏えい』のみ補償自動車保険の特色

保安協会と損害保険会社が協力して
高圧ガスタンクローリのために
特に設計した保険です。

ご加入しやすい
保険料体系です。

一斉点検の際に役立つ
ステッカー「保険加入車証」を
交付します。

合計保険料が30万円以上の場合は
分割払いが可能です。

ポイント

万が一の事故に備えて
対物賠償50億円プランなどの
高額な補償をご用意しています。

ポイント

保険を使われても
保険料の割増はありません。

補償の概要

- ① 高圧ガスタンクローリに積載中の高圧ガスの火災・爆発・漏えいが発生
- ② 他人の身体・財物に損害が発生
- ③ 法律上の損害賠償責任を負担した場合に保険金をお支払いします。

高圧ガスタンクローリ自動車保険のご案内

このような事故のとき保険金をお支払いします。

タンクローリが横転、ガス爆発を起こし近隣の家屋に損傷が発生した。

施設へのガス充てん中、ガス漏れを起こし近くの人が凍傷を負った。

車両からのガス漏れが原因で火災を起こし、近隣の家屋に損傷が発生した。

一般の自動車保険で、対物賠償無制限にご加入の場合でも、高圧ガスの『火災』『爆発』『漏えい』に起因する対物事故の場合は、保険金額「無制限」が適用にならないケースがあります。

本保険は『火災』『爆発』『漏えい』により予想される“大きな損害”を補償するものですので、この機会に大型補償プランをぜひご検討ください。

1 この保険でお支払いの対象となる事故

高圧ガスタンクローリに積載中の高圧ガスの火災・爆発・漏えい に起因して、他人を死亡させたり、ケガをさせたりしたこと、他人の財物を滅失・破損することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

<対人賠償責任保険>

ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人を死亡させたり、ケガをさせたりした場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険などで支払われる金額を超過した部分にかぎります。

また、事故の相手の方が死亡された場合は、保険金に加えて15万円を対人臨時費用保険金としてお支払いします。

<対物賠償責任保険>

ご契約の自動車を運転中の事故などにより、他人の自動車や物を壊した場合に、法律上の賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。なお、火災、爆発、漏えい に起因する以外の事故は補償されませんので、別途一般の自動車保険契約にご加入ください。

2 保険金をお支払いできない主な場合

<対人賠償・対物賠償責任保険>

■ご契約者、被保険者などの故意によって生じた損害

■台風、洪水、高潮、地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質などによって生じた損害

■ご契約の自動車を競技もしくは曲技(その練習を含みます。)のために使用すること、またはそれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害

■被保険者が第三者と約定した加重賠償責任により生じた損害

■次のいずれかに該当する方の生命または身体が害された場合に、それによって被保険者が被った損害

①記名被保険者

②ご契約の自動車を運転中の方またはそのご父母、配偶者(内縁を含みます。以下同様とします。)もしくはお子さま

③被保険者のご父母、配偶者またはお子さま

④被保険者の業務(家事を除きます。以下同様とします。)に従事中の使用人

⑤被保険者の使用者の業務に従事中の他の使用人(ただし、被保険者がご契約の自動車をその使用者の業務に使用している場合にかぎります。)ただし、ご契約の自動車の所有者および記名被保険者が個人の場合は補償されます。

■次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物が滅失、破損または汚損された場合に、それによって被保険者が被った損害

①記名被保険者

②ご契約の自動車を運転中の方またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま

③被保険者またはそのご父母、配偶者もしくはお子さま

など

3 保険期間

ご指定いただいた日の午後4時から1年間となります。

ただし、ご指定いただいた保険始期日より取扱代理店への加入依頼書のご提出または保険料の着金が遅れた場合には、取扱代理店への加入依頼書の到着日または保険料着金日のいずれか遅い日が保険始期日となります。

4 この保険の対象となる高圧ガスタンクローリ

LPG、液体酸素、塩素等、高圧ガス保安法の対象となる高圧ガスを積載するタンクローリ・バルクローリ(注1～2)が対象となります。

(注1) 次の3つの条件を満たすものをいいます。

1. 積 載 物……………高圧ガス

2. 登録番号……………分類番号8・80～89・800～899

3. 車検証上の「車体の形状」…タンク車、タンクセミトレーラ、タンクフルトレーラまたはドリー付タンクトレーラ

など

(注2) 上記に該当しない場合で、対象となるかどうか不明なときは、裏表紙に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

5 保険金額と保険料

この保険では、対人賠償と対物賠償が下表のとおりセットされています。
万一のために補償額が大きいD型へのご加入をおすすめします。

●対物自己負担額なしプラン(沖縄県以外:保険期間1年間、1台あたり保険料)

保険金額	補償内容	A	B	C	D
	対人賠償(1名につき)	無制限	無制限	無制限	無制限
	対物賠償(1事故につき)	10億円	20億円	30億円	50億円
保 険 料		16,800円	16,900円	17,000円	18,600円

【自己負担額(免責金額)：対人賠償なし、対物賠償なし】

●対物自己負担額10万円プラン(沖縄県以外:保険期間1年間、1台あたり保険料)

保険金額	補償内容	K	L
	対人賠償(1名につき)	無制限	無制限
	対物賠償(1事故につき)	10億円	20億円
保 険 料		14,500円	14,600円

【自己負担額(免責金額)：
対人賠償なし、
対物賠償1事故につき10万円】

【重要】※保険金額は自動復元しますので、保険金が支払われた場合も減額されません。
※沖縄県の保険料については、裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。

6 加入申込方法

(1)加入依頼書(4枚複写)に所定事項をご記入ください。

【ご注意】 ●複数車両をご契約いただく場合は、保険責任開始日を同じくする車両ごとに加入依頼書を作成してください。

(2)加入依頼書の1～3枚目にご捺印ください。

(3)加入依頼書1～4枚目を取扱代理店にご送付ください。

【ご注意】 ●新たにこの保険にご加入いただく場合には車検証もご送付ください。

(4)加入依頼書送付とともに、保険料を下記銀行口座にお振込みください。

みずほ銀行 東京営業部 普通 NO.2290698
口座名義 株式会社トータル保険サービス 高圧ガスタンクローリ口

(5)ご契約後、引受証および保険加入車証(ステッカー)を送付します。

なお、1か月を経過しても引受証および保険加入車証(ステッカー)が届かない場合には、損保ジャパンまでご照会ください。

(6)【ご継続時の場合】

加入依頼書のご送付・保険料のお振込は、保険満期日の前月20日を目処にお手続きいただきますようお願いいたします。

保険料分割払い

保険期間が同じである車両について、その合計保険料が30万円以上となる場合、保険料の分割払が可能となります。

●分割回数

合計保険料	分割回数
30万円以上	2回、4回、6回、8回、10回、12回

●分割保険料と払込期日

1台あたりの保険料を分割回数で除し、1円単位を四捨五入したものが分割保険料となります。

保険責任開始前に第1回目保険料をお支払いいただき、第2回目以降は保険始期日の属する月の翌月以降、順月の26日(金融機関休業日の場合は前営業日まで)に払込んでください。

7 共同保険について

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払、その他の業務または事務を行っております。

幹事保険会社 損害保険ジャパン株式会社 54%

非幹事保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 46%

8 保険金・返れい金などの支払いに関する留意事項について

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は保険金・返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

9 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(高圧ガス保安協会)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせをお願いします。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

10 事故が起きたときには

- もよりの警察署に届け出し、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターにご連絡ください。損保ジャパンが承認をする前に、修理に着手された場合や被害者と示談された場合などは、保険金の一部または全部をお支払いできない場合があります。
【事故サポートセンター】0120-256-110(受付時間:24時間365日)
- 本自動車保険では、対人賠償・対物賠償事故において、被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償請求を受けた場合で、被保険者からのお申し出があり、かつ相手の方の同意が得られたとき、損保ジャパンは原則として被保険者のために示談交渉をお引き受けします。この場合は、損保ジャパンの選任した弁護士が相手の方との交渉にあたる場合があります。

11 その他

- ご加入の際は、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。誤りがある場合には、保険金をお支払いできない場合やご契約を解除する場合があります。
- ご契約時に損保ジャパンに重要な事項をお申し出いただく義務(告知義務)があります。告知事項(加入依頼書に★印をつけた記載事項)が事実と異なっている場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできなかったりすることがあります。
- 次の場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 - ①ご契約の自動車を入替する場合(新たに取得した自動車や、ご契約の自動車の廃車。譲渡・返還に伴いすでに所有する自動車と入替をする場合)
 - ②ご契約の自動車を主に使用される方を変更する場合
 - ③ご契約の自動車を譲渡する場合(このご契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を譲渡する場合)
 - ④ご契約の自動車の用途・車種または登録番号(車両番号)を変更する場合
 - ⑤お引越しなどによりご住所を変更する場合など
- (注1)①～③の場合で、ご連絡がないときは、保険金をお支払いできないなどの不利益が生じることがあります。
- (注2)④の場合のように、ご契約時に告知いただいた内容に変更が発生する場合で、ご連絡がないときは、ご契約を解除させていただくことがあります。
- このパンフレットは「対人火災・爆発・漏えいのみ特約」「対物火災・爆発・漏えいのみ特約」をセットした「一般自動車保険」の概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。
- ご契約者(加入者)以外に対象となる方(被保険者)がいいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。
- 取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 保険会社との間で問題解決できない場合(指定紛争解決機関)
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター ナビダイヤル:0570-022808 <通話料有料>
<受付時間>平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

お問い合わせ先

取扱代理店 **株式会社トータル保険サービス**
リテール営業部 (担当:澤登)
〒104-0031 東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン23階
TEL:03-3243-5305 FAX:03-3243-5313
[受付時間:平日の午前9時から午後5時まで]

幹事保険会社 **損害保険ジャパン株式会社**
営業開発部第三課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL:03-3349-3820 FAX:03-6388-0157
[受付時間:平日の午前9時から午後5時まで]